

# 消費税の基本的な仕組みを確認しよう

上原会計事務所  
松本市島立 1095 番地 1  
デザ インタービル 2F  
Tel : 0263-88-2514  
Fax : 0263-88-2516

令和 3 年 10 月より、**適格請求書発行事業者の登録申請**受付がいはは始まりました。  
令和 5(2023)年 10 月からの**インボイス制度**導入後、適格請求書(インボイス)を交付する  
ためには税務署へ登録申請を行う必要があります。

インボイス制度理解の大前提として、消費税とはそもそもどのような仕組みの税か確認しましょう。



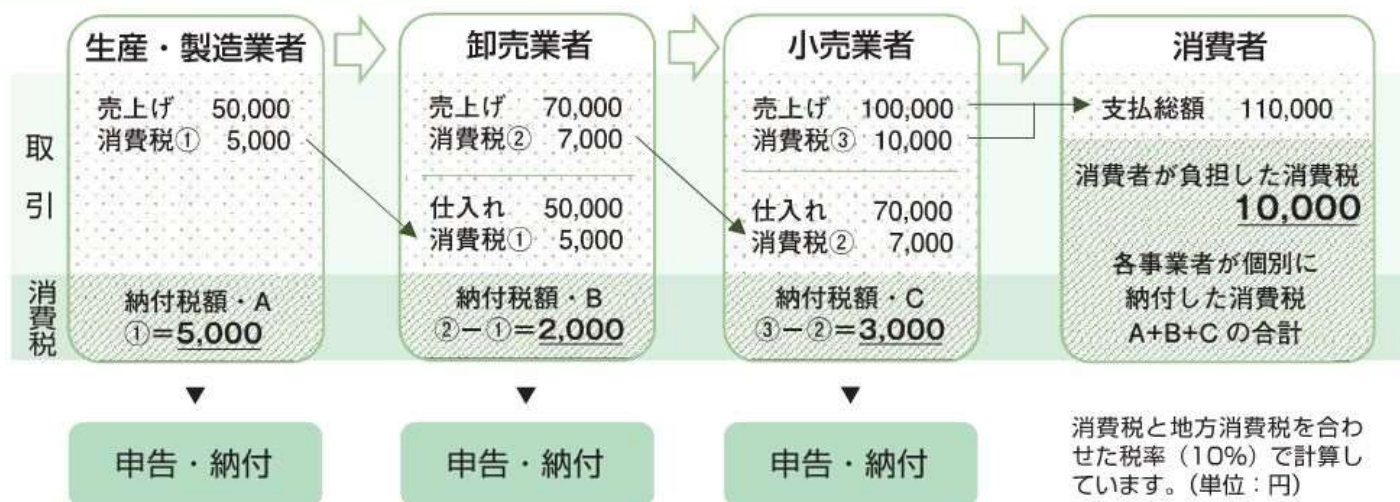
## 【消費税は間接税】

(課税)事業者の方は、税務署に対して、消費税納税額を計算・申告しています。

事業者が納付をしているものの、消費税は、最終的に商品等を消費、又はサービスの提供を受ける消費者が負担するものです。  
消費税額の計算方法は、原則的に、売上に係る消費税から、仕入れ等に係る消費税を差し引いて計算するものであり、この差し引くことを『**仕入税額控除**』と呼びます。

## 消費税の負担と納付の流れ

※国税庁資料より



## 【仕入税額控除の要件が変わる】

令和 5 年 10 月開始のインボイス制度では、仕入税額控除の適用を受けるためには**インボイス等の保存**が必要となります。  
すなわち、買い手の立場として、仕入れた相手先が登録を受けた事業者であるか否か(インボイスをもらえるか)が**自社の納税額の計算に影響**し、売り手の立場として、自社が登録を受けた事業者であるか否か(インボイスを交付できるか)が、**売上取引先の納税額の計算に影響**を与える可能性があります。(商売上の対応必要性)

**免税事業者(消費税の納税義務ない)方は登録を受けることが出来ません**ので、取引先から排除されないために消費税の課税事業者となるべきか、検討しなければなりません。

仕入税額控除の基本的仕組みと登録スケジュールの確認から、インボイス制度の事前準備に取り掛かりましょう。

## 【登録申請のスケジュール】

※国税庁資料より

令和3年10月1日から登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の受付開始

インボイス制度の導入